

一般財団法人神奈川県建築安全協会
神奈川の住まいと森林（もり）づくり支援事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が、県産木材の使用促進を図るため実施する神奈川の住まいと森林（もり）づくり支援事業（以下「支援事業」という。）における助成金の交付方法等を定めるものである。

（助成対象）

第2条 助成対象は、神奈川県内に建設した住宅等で、次の各号に定めるものとする。

- 一 柱、梁、桁、土台の主要構造材にかながわブランド県産木材を50%以上使用し、かつ5^m以上のかながわブランド県産木材・産地認証かながわ県産木材を使用した木造戸建ての自己居住用専用住宅（以下「県産木材使用支援型助成住宅」という。）
- 二 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会及び神奈川県木材業協同組合連合会による設計者選定コンペシステムである「住・緑・家（すみか）」を利用し、5^m以上の県産木材を使用した木造戸建ての自己居住用専用住宅又は自治会館・町内会館（以下「『住・緑・家（すみか）』利用型助成住宅等」という。）

（助成要件）

第3条 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 一 協会にまもりすまい保険又はまもりすまいリフォーム保険の申込みを行ったもの
- 二 建築確認が必要なものについては、県・市の特定行政庁又は協会の建築確認済証及び申請時当該年度以降に検査済証の交付を受けたもの

（助成金額）

第4条 県産木材使用支援型助成住宅に対する助成金額は、主要構造材に使用したかながわブランド県産木材及び主要構造材以外に使用したかながわブランド県産木材・産地認証かながわ県産木材の合計使用量に応じて次表のとおりとする。

かながわブランド県産木材・産地認証かながわ県産木材 使用量	助成金額（1住宅当たり）
25 ^m 以上	300,000円
20～25 ^m 未満	250,000円
15～20 ^m 未満	200,000円
10～15 ^m 未満	150,000円
5～10 ^m 未満	100,000円

- 2 「住・緑・家（すみか）」利用型助成住宅等に対する助成金額は、1件当たり100,000円とする。

（申請者）

第5条 支援事業の助成金の申込み及び交付申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、県産木材使用支援型助成住宅にあっては、助成対象住宅を建設する個人、「住・緑・家（すみか）」利用型助成住宅等にあっては、助成対象住宅を建設する個人又は自治会長・町内会長とする。

- 2 助成金の申込み及び交付申請等は、申請者が自ら行うものとする。ただし、当該住宅等の設計者又は施工者等が申請者から委任された場合は、代理者として助成金の申込み及び交付申請等を行うことができる。
- 3 代理者が助成金の申込み及び交付申請等を行うときは、申請者の委任状を提出するものとする。

(助成金の申込み)

第6条 申請者はあらかじめ「助成金申込書」(第1号様式)を協会に提出する。
2 助成金の申込みは、各事業年度の末日(土曜日・日曜日を除く)までとする。

(助成金申込書の受理)

第7条 協会は前条の助成金申込書の内容が適正と認めるときは、「助成金交付予約通知書」(第2号様式)を申請者に交付する。
2 協会は当該年度予算の助成件数に達した後の申込みであるなど助成の対象とならない申込みについて、「助成金交付予約通知書」にその旨を記して申請者に通知する。

(助成金交付予約の廃止)

第8条 協会は、助成金申込書受理後8カ月を過ぎても交付申請がなされず、かつ交付申請の延期の申し出がないものについて、助成金交付予約を廃止し、「助成金交付予約廃止通知書」(第3号様式)にその旨を記して申請者に通知する。

(助成事業の中止)

第9条 申請者は、助成金交付予約通知書を受理した後に、当該住宅等の建築を止めるなど助成事業を中止する場合は、速やかに「助成金申込書取下げ申請書」(第4号様式)を協会に提出するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 申請者は、助成金交付予約通知書を受理した後に、次の事項について変更しようとするときは、速やかに「変更承認申請書」(第5号様式)を協会に提出し、その指示を受けるものとする。
一 第2条の助成住宅等の型の別
二 建設場所
三 助成金申請予定金額

(交付申請)

第11条 申請者は、保険証券又は検査済証の交付後すみやかに、次に掲げる助成金交付申請書等の書類を協会に提出するものとする。
一 助成金交付申請書(第6号様式)
二 県・市の特定行政庁の建築確認済証及び検査済証の交付を受けたものはその写し
三 その他県産木材使用支援型助成住宅の提出書類は、次のとおりとする。
ア かながわブランド県産木材品質証明書の写し・かながわ県産木材産地認証書の写し
イ 木材使用実績表(第7号様式)
ウ 主要構造材全体の使用量を確認できる書類(木びろい表・出荷伝票等)
エ 位置図、平面図、立面図及び県産木材使用箇所図(リフォームは平面図、立面図を除く)
オ 請負契約書
カ 外観及び内観(県産木材使用箇所)写真(それぞれ2枚以上)

四 その他「住・緑・家(すみか)」利用型助成住宅等の提出書類は、次のとおりとする。
ア 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会発行の「住・緑・家(すみか)」の利用証明書
イ かながわブランド県産木材品質証明書の写し・かながわ県産木材産地認証書の写し
ウ 位置図、平面図、立面図及び県産木材使用箇所図
エ 外観及び内観(県産木材使用箇所)写真(それぞれ2枚以上)

(交付申請書の受理及び助成金の交付)

第12条 前条の交付申請書等の書類を受理した協会は、内容が適正と認めるときは、「助成金交付通知書」(第8号様式)を申請者に交付するとともに、助成金を申請者の指定口座に振り込むものとする。

(助成金を交付できない旨の通知)

第 13 条 前条の交付申請書の内容を確認した結果、助成対象でないあるいは助成要件を満たしていない場合には、「助成金を交付できない旨の通知」(第 9 号様式)にその旨を記して申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 県産木材使用量に誤りがあるなど、支援事業の助成対象でないあるいは助成要件を満たしていないことが明らかになったときは、申請者はすみやかに支援事業の助成金を協会に返還するものとする。

附則

この要綱は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。